

## 会社決算と相続税

### 〈決算と相続税〉

会社の経営者にとって、決算時に当期の利益や納める法人税額・消費税額は一番関心のあるところですが、決算書の数字が、相続税に影響を与える項目があります。

会社自体の株価評価額は当然大きく影響しますが、決算書の内容によっては相続税が高額になる場合の注意点の一つをレポートします。

### 〈株式の相続税評価額が高額に〉

株式の評価は、会社のすべての財産が株式評価の対象になります。

会社の株式は、一定の計算方法で評価されます。

長年にわたり利益体質で決算書の「利益剰余金」等が多額になると、株式の相続税評価額が高くなるのが一般的ですが、たとえ開業以来利益があまり無くても、過去に購入した土地が値上がりしている等、資産価値が増えている場合にも、会社の株式評価は高くなります。

### 〈決算書と相続の関連箇所〉

社長や役員が、会社に貸している貸付金（決算書では、社長等からの借入金）は、相続税の対象となります。社長等が会社の資金繰りを助けたのに相続税が高額になるという皮肉な結果です。

反対に社長等が会社からお金を借りていると（決算書では、社長等への貸付金）は、負債となって相続人が会社に返済する義務を負うことも留意しなければなりません。

### 〈決算書の相続の観点からの配慮〉

相続税は、基礎控除あるので必ず発生するとは、限りません。しかし、役員等からの借入金や貸付金は、高額になれば相続後にその処理が問題となります。

常に、相続財産の把握に努めるとともに、会社との関係に問題を発生させないよう、全体の財務状況にも気を配る必要があります。